

規制シート(様式)

190194500400001

平成28年12月15日

規制の名称	爆発物件等の引揚及び解撤に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク航海ノ制限等ニ関スル件(昭和20年運輸省令第40号)第4条の3	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海上保安庁交通部航行安全課 課長 笠尾 卓朗
規制目的	事業者等による爆発物件等の引揚及び解撤を規制し、爆発事故の発生を防止するため。		
規制内容の概要	事業者等による海域における爆発物件等の引揚又は解撤は、海上保安庁長官の許可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	現在でも海域において爆発物が発見されており、爆発物件等の引揚及び解撤は、極めて危険な行為であることに加え、爆発事故が発生した場合の周辺への影響も大きいため、規制を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		